

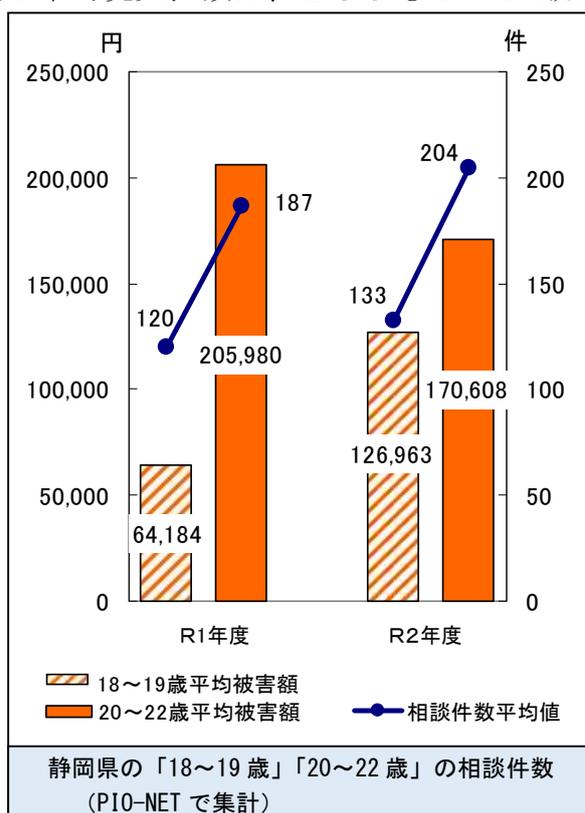
## 若者向け消費者教育の推進

### 1 要 旨

- 県では、第2次静岡県消費者教育推進計画に基づき、若者に対する消費者教育を推進している。
- 令和4年4月1日に施行される民法の成年年齢引下げに伴い危惧される若者の消費者被害防止のため、特に高校生を中心に、より充実した消費者教育を進めていく。

### 2 現 状

- 民法では、未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ずに締結した契約は、事業者の行為の不当性の有無にかかわらず、取り消すことができる。(未成年者取消権)
- しかし、令和4年度の民法改正による成年年齢の引下げに伴い、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることになり、令和3年度現在の高校2・3年生が一同に成年になる。
- 悪質事業者は未成年者取消権がなくなる年齢をターゲットにしていることから、若年者は消費者被害から身を守るための基礎的な知識を学ぶとともに、持続可能な社会の形成に向けて行動できる力を身につける必要があり、学校でも高校生で成人となる生徒への消費者被害を防止するための取組が重要となる。
- 実際に、令和元年度と令和2年度に県内の消費生活相談窓口寄せられた、契約当事者が18～19歳、20～22歳の相談件数をPIO-NETで集計したところ、契約当事者が20～22歳における相談件数の平均値及び平均既支払額は、どちらも18～19歳よりも多くなっており、成年後は消費者トラブルに巻き込まれやすくなると考えられる。
- さらに、令和2年度は、令和元年度に比べ、18～19歳における平均被害額が約2倍にまで急増しており、未成年者においても消費者トラブルの被害が拡大しているといえる。
- 若年者は、SNSやインターネットを利用する中で、見ず知らずの相手とトラブルになることも多いため、周囲が気付きにくく、さらに「自身が被害者になるかもしれない」という自覚が欠如しがちであることから、若年者の被害防止のためには若者に向けた啓発のほか、学校における消費者教育が非常に重要である。



### 3 県の取組状況

#### (1) 若者への情報発信

ア 若者向け消費者被害防止教育情報発信事業

- ・若者向けの消費者被害防止サイト「それってトラブル?やばい!?SOS! 静岡県」で若者に多い消費者トラブル事例や相談窓口等の情報を発信

イ 生活情報誌「くらしのめ」の発行

- ・年4回発行のうち1回を若者に多い消費者トラブル事例を紹介する等、若者に向けた啓発を実施

#### (2) 高等学校等における消費者教育の実施

ア 高校生消費者教育出前講座

令和2年度より、主に高校1年生を対象とした消費者教育講師等による「高校生消費者教育出前講座」を開講し、県立、市立の高校(定時制含む)及び特別支援学校の希望校全てで出前講座を行っている。(令和3年度は私立高校を含め実施)

令和2年度高校生出前講座の実施校の内訳 (単位:校)

区分		対象学校数	実施校数		実施率	
			県実施校数	市町等実施		
公立高校	計	125	61	55	6	48.8%
	東部	46	23	17	6	50.0%
	中部	35	17	17	0	48.6%
	西部	44	21	21	0	47.7%
県立・市立高校	計	95	41	38	3	43.2%
	東部	35	15	12	3	42.9%
	中部	27	11	11	0	40.7%
	西部	33	15	15	0	45.5%
県立特別支援学校 ※高等部	計	30	20	17	3	66.7%
	東部	11	8	5	3	72.7%
	中部	8	6	6	0	75.0%
	西部	11	6	6	0	54.5%

令和3年度高校生出前講座の実施校の内訳 (単位:校)

区分		対象学校数	実施校数		実施率	
			県実施校数	市町等実施		
公立高校	計	125	104	84	20	83.2%
	東部	46	39	30	9	84.8%
	中部	35	27	21	6	77.1%
	西部	44	38	33	5	86.4%
県立・市立高校	計	95	79	60	19	83.2%
	東部	35	31	22	9	88.6%
	中部	27	20	14	6	74.1%
	西部	33	28	24	4	84.8%
県立特別支援学校 ※高等部	計	30	25	24	1	83.3%
	東部	11	8	8	0	72.7%
	中部	8	7	7	0	87.5%
	西部	11	10	9	1	90.9%
私立高校	計	43	19	9	10	44.2%
	東部	12	7	3	4	58.3%
	中部	19	8	4	4	42.1%
	西部	12	4	2	2	33.3%
合計	計	168	123	93	30	73.2%
	東部	58	46	33	13	79.3%
	中部	54	35	25	10	64.8%
	西部	56	42	35	7	75.0%

イ 消費者教育出前講座の実施

大学や専門学校等で県民生活センターの消費生活相談員や消費者教育講師による出前講座を実施

ウ 消費者庁作成教材「社会への扉」等の活用促進

(単位：校)

		県立・市立 高等学校	私立 高等学校	特別支援 学校	高等専門 学校	合 計
平成 30年度	社会への扉 配布校数 /対象校数	95/95 (100%)	29/44 (66.6%)	—	1/1 (100%)	125/140 (89.6%)
	社会への扉 活用校数 /対象校数	34/95 (35.7%)	12/44 (27.3%)	0/20 (0%)	1/1 (100%)	47/160 (29.4%)
令和 元年度	社会への扉 配布校数 /対象校数	95/95 (100%)	30/44 (68.2%)	—	1/1 (100%)	126/140 (90.0%)
	社会への扉等 活用校数 /対象校数	78/95 (82.1%)	18/44 (40.9%)	0/20 (0%)	0/1 (0.0%)	96/160 (60.0%)
令和 2年度	社会への扉 配布校数 /対象校数	95/95 (100%)	34/44 (77.3%)	31/32 (96.9%)	1/1 (100%)	161/172 (93.6%)
	社会への扉等 活用校数 /対象校数	90/95 (94.7%)	40/44 (90.9%)	28/32 (87.5%)	0/1 (0.0%)	158/172 (91.9%)
令和 3年度	社会への扉 配布校数 /対象校数	95/95 (100%)	38/44 (86.4%)	33/34 (97.1%)	1/1 (100%)	167/174 (96.0%)

エ 消費者教育講師フォローアップ講座

「社会への扉」を活用した効果的な講座等を実施できる講師を育成し、学校への講師派遣体制を充実させる

オ 教員向け消費者教育に関する研修の実施

主に中学校、高等学校の教員を対象に、教員に対し研修機会を提供し、授業等での「社会への扉」活用を支援

事 業	内 容
教員向け消費者教育実践講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会への扉」を活用した指導案を作成</li> <li>・学校現場における消費者教育の課題について意見交換を行う</li> </ul>
情報モラル研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットトラブルに関する内容の他、キャッシュレス決済等を盛り込む</li> </ul>
教員免許状更新講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程を持つ大学などが開設する講習において、消費者教育の講座を選択講習として実施</li> </ul>